

商品概要説明書

相続専用定期貯金（スーパー定期貯金＜単利型＞）

（2024年9月2日現在）

商 品 名	・相続専用定期貯金（スーパー定期貯金＜単利型＞）
募集期間	2024年9月2日（月）～2025年2月28日（金）
ご利用いただける方	・相続により取得した資金を原資として、資金取得後1年以内にお預入れいただける個人の方
期 間	・定型方式 1年 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入形態	・一括預入 ・10万円以上1,000万円未満 ※他の金融機関でのお受取りの相続資金も対象になります。 ※当JAにお預けいただいている定期貯金の満期または中途解約資金は対象となりません。 ・1円単位 ・通帳式、証書式
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・店頭金利に 0.05% を上乗せし、約定利率として初回満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・基準金利は店頭の金利表示テレビでご確認いただくか、または窓口にお問合せください。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 基準利率×30% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供で

	きること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」といいます。)につきましては、当JA本支店または金融共済部(電話:0763-62-2123)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 富山県弁護士会(電話:076-421-4811)
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書換継続日における普通貯金利息により計算します。 ・お預入れの際は、以下の事項が確認できる資料をご持参ください。 ◎お預入れされる方が相続人であることが確認できる書類 ◎金融機関での相続手続き完了時期が確認できる書類 ◎お預入れ原資を相続により引き継いだことが確認できる書類 【例】戸籍謄本、遺言書、遺産分割協議書、被相続人名義の解約済通帳や計算書、金融機関に提出した依頼書、認証文付きの法定相続情報一覧図、の写しなど。 なお、当JAで相続した貯金を原資に、被相続人名義の貯金を解約した店舗と同一の店舗でお預入れいただく場合には、上記書類は必要ありません。 ・募集期間の途中でであっても取扱内容を変更または終了する場合があります。 ・窓口のみのお取扱いとなります。 ・ATM、ネットバンクでのお預入れはできません。 ・他の定期貯金キャンペーンとの併用はできません。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAなんと